竪川・古川下水ポンプ場施設維持管理業務

特記仕様書

平成　２７　年度

堺 市 上 下 水 道 局 下 水 道 部

三　宝　下　水　処　理　場

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条　本仕様書は堺市上下水道局下水道部（以下「発注者」という。）が委託する竪川・古川下水ポンプ場の施設維持管理業務（以下「業務」という。）を円滑に行い、維持管理の適正な運営を図る為、業務に係る仕様を定めることを目的とするものである。

（業務の履行）

第２条　受注者は、施設の機能が十分発揮できるよう、本特記仕様書のほか、契約書及びその他の関係書類、並びに関連法令に基づき、業務に必要な人員を確保し、能率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。又、本業務実施にあたっては、三宝下水処理場・出島下水ポンプ場及び竪川・古川下水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における工事・委託点検業務等の円滑な実施に協力するものとする。

（業務概要及び内容）

第３条　受注者は、発注者の設備能力等を熟知しその機能に支障を生じさせることなく円滑に運転し、適正な維持管理をすることとする。適正な維持管理とは、危機管理体制も含めるものである。

本業務は、ポンプ場の夜間維持管理業務を行うものであり、電気設備・中央監視設備、ポンプ設備、沈砂池設備、ゲート設備、ポンプ場付帯設備等の保守点検・運転操作監視・その他の業務・緊急配備等をおこなうものであり、施設概要・主要設備は別紙のとおりである。

受注者は、常に各設備の機能保持に努め晴天時時間最大汚水量の３倍以内の合流式（一部分流）の流入汚水を竪川下水ポンプ場から古川下水ポンプ場へ中継する。又、古川下水ポンプ場から三宝下水処理場へ送水する。これ以上の流入水については、雨水ポンプにて放流ゲートより雨水排水として竪川下水ポンプ場は旧堺港へ、古川下水ポンプ場では内川放水路へ排除をおこなう。尚、中継に際し古川下水ポンプ場設備能力、三宝下水処理場処理能力を考慮すると共に、竪川下水ポンプ場、古川下水ポンプ場、三宝下水処理場水処理係と十分協議し送水方法についても円滑・均等に送水し、雨天時においては市民の生命、財産を浸水から守ることに十分留意したポンプ運転をおこない、常に経費削減に努め業務を履行すること。

参考：平成２５年度実績年間流入水量

竪川下水ポンプ場	汚水	7,729,210m3/年（14.71m3/分）
	雨水	621,575m3/年
古川下水ポンプ場	汚水	9,210,110m3/年（17.53m3/分）
	雨水	901,725m3/年

業務の主な内容は次の通りとする。

１．保守点検業務・・施設の正常な運転を確保するために行う、日常・定期及び臨時点検や簡易な故障修理等の業務

２．運転操作監視業務・・各ポンプ場の通常運転及び大雨による浸水排除運転、監視室における監視、操作、記録等の業務や現場における操作、各種書類作成等の業務

３．施設管理業務・・各ポンプ場設備の適正な運転を行う業務
予備機の無い機器に突発的な故障が起こった時、設備を熟知し、回避処置を行う業務
又、その処置をとれるように、日頃から訓練及び研修を行う業務

４．事務業務・・設備の適正な運転を引き継ぐための、発注者との業務打ち合わせ及び報告月間計画書や日報、運転記録等の整理及び作成業務

５．緊急配備・・大雨注意報或いは大雨警報及び停電事故・故障時等にて増員を行う緊急配備体制業務

（業務の範囲）

第４条　業務範囲は、次の各号のとおりである。

１．場内設備総括管理
２．電気設備・中央監視設備運転管理
３．ポンプ設備運転管理
４．沈砂池設備運転管理
５．自動除塵機設備運転管理
６．沈砂・し渣貯留搬出設備運転管理
７．ゲート設備運転管理
８．ポンプ場付帯設備運転管理

（業務管理）

第５条　業務管理は、次の各号のとおりである。

１．受注者は、常に善良なる管理を行う責任のもと、業務を履行しなければならない。

２．受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。

３．受注者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、設備の予防保全に努めること。

４．受注者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

（業務体制）

第６条　業務体制は、次の各号のとおりである。

１．本業務従事者は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係のある者で、竪川下水ポンプ場、古川下水ポンプ場に専属の本業務従事者を従事させること。

２．本業務は、毎夕 17:00～翌朝 9:15 迄とし、配置人員は１班２名以上、３班６名以上の配

置編成にて履行すること。又、各班には責任者１名を配置し、各班の人員は他の班と重複しないこと。

３．緊急配備体制時は必要数増員配置すること。

（業務従事者の届出）

第７条　業務従事者の届出は、次の各号のとおりとする。

１．受注者は、業務に従事する業務従事者の氏名、年齢、職名、取得資格を記載した業務従事者届を発注者に提出しなければならない。

受注者は業務履行中、本業務従事者の異動については１ヶ月前迄に変更届けを甲に提出し、新たに本業務に従事する者に対して １ ヶ月以上の本業務研修を本業務施設内で受講させた後、異動者に対し円滑に業務引継ぎができるように従事させること。

尚、本業務従事者の引き継ぎ研修及び本業務に関わる研修等の経費は受注者の負担とする。

２．受注者の業務従事者について、業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、発注者及び受注者が協議の上、当該従事者を変更することができる。

（資格基準）

第８条　業務従事者は、次の資格を有するものとする。

（１）　総業務責任者

総業務責任者は、業務責任者の中から、合流式中継ポンプ場の実務経験１０年以上有する者を竪川下水ポンプ場、古川下水ポンプ場それぞれに各１名選任し従事させること。

（２）　業務責任者

業務責任者は、従事者の中から、下水道管理技術認定試験（処理施設）又は下水道第３種技術検定の合格者を、各ポンプ場の各班から１名選出し従事させること。

（３）　従事者

業務責任者以外の従事者については下水道法施行令第１５条の３の規定に定める資格を有すること。又、竪川下水ポンプ場・古川下水ポンプ場それぞれに、業務責任者を含む従事者全員で下記の資格をすべて満たすこと。

１．第三種電気主任技術者

２．第一種電気工事士

３．乙種第四類危険物取扱者

４．酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

５．玉掛技能者

（総業務責任者の職務）

第９条　総業務責任者の職務は次のとおりとする。

総業務責任者の職務は本業務全体を統括把握し、管理監督を行い自らも業務に従事すること。

（業務責任者の職務）
第１０条　業務責任者の職務は次の各号のとおりとする。
１．　現場の責任者として、保安規定、下水道関係法令、労働関係法令、その他関連諸法規を遵守し、本業務従事者の指揮、監督を行うこと。
２．　契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して効果的、経済的な運転に努めること。
３．　日常の業務履行状況を随時、発注者に報告するとともに必要があれば協議を行うこと。
４．　業務従事者を教育し、技術の向上、事故防止、安全衛生等に努めること。

（緊急配備体制）
第１１条　緊急管理体制は次の各号のとおりとする。
１．　大雨注意報・警報による緊急配備
配備者が施設到着時より大雨注意報・警報解除迄を配備時間とし、その対象時間は契約時間の１７時から翌９時１５分迄とし施設到着時刻の確認方法として配備者が施設到着後速やかに緊急管理体制表を三宝下水処理場事務所（Fax232-4957）及び下水道計画課（Fax250-5918）へＦａｘ送信する。
２．　停電事故・故障時等の緊急配備
配備者が施設到着時より復旧終了時迄を配備時間とし、対象時間は契約時間の１７時から翌９時１５分迄とし施設到着時刻の確認方法として配備者が施設到着後速やかに緊急管理体制表を三宝下水処理場事務所及び下水道計画課へＦａｘ送信するとともに三宝下水処理場担当者へ連絡すること。復旧終了後、緊急管理体制表に終了時刻及び故障等概略を記入し三宝下水処理場事務所及び下水道計画課へＦａｘ送信する。尚、作業内容を記載した報告書を遅滞なく提出する。
３．　緊急配備の増員者は第８条で定める業務責任者もしくは同等の資格を有する者とし当日勤務従事者以外に１名以上の増員を配備すること。
４．　発注者が指示する緊急配備（その他外部事由による）については、別途契約とする。
緊急配備費は１カ月分合計時間で翌月払いとし、３０分未満切り捨て、３０分以上切り上げとして配備時間×緊急配備分契約時間単価とする。

（事故発生時）
第１２条　受注者は業務履行中に事故が発生したとき、適正な措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生原因、被害状況、経過等について発注者に報告すること。

（破損及び損害賠償）
第１３条　受注者は、業務履行中に起こした機器故障や破損は、受注者の責任において保証及び原形復旧すること。
第１４条　受注者は業務履行中、故意又は重大な過失により発注者及び第三者に対して与えた損害については、受注者の責任において損害を賠償すること。尚、賠償金額の限度額が１０億円以上の賠償責任保険（担保内容　施設・業務遂行危険（対人対物共通）、受託物

危険（対物））に当該施設維持管理業務受託時に加入していること。

（市民からの苦情）

第１５条　受注者は市民からの苦情等の問い合わせがあった場合、必要に応じて適切な対応をおこなうと共に内容等を速やかに発注者へ連絡を行うこと。又、書面に記載し遅滞なく発注者へ報告すること。

（盗難、火災）

第１６条　受注者は、業務中において盗難、火災、及び不法侵入者の予防には万全を尽くし、万一事故発生に備え連絡体制を確立し、発生の際は発注者に連絡するとともに受注者の責任において速やかに処置すること。

（業務履行調査および契約解除の協議について）

第１７条　発注者は、本業務履行期間中に本業務が適正に履行出来ているか調査を行うこととする。その調査結果から履行に問題があると判断された場合、受注者と本業務の契約解除の協議が行えるものとする。

（守秘義務）

第１８条　発注者は、本業務にて知り得たあらゆるデータ、技術、性能等を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

（必要書類）

第１９条　受注者は契約締結後速やかに資格証明書、実務経歴証明書、人員配置計画書、業務計画書、緊急管理体制表を作成し提出すること。

（履行期間等）

第２０条　履行期間及び準備期間

自　　平成２７年　４月　１日

至　　平成３０年　３月３１日

尚、契約締結後から履行開始迄の期間を準備期間とし、受注者は竪川・古川下水ポンプ場に配備を予定している業務責任者等に本業務の研修を履行場所にて受講し引継を完了すること。ただし、準備期間に要する経費は受注者の負担とする。

（引継ぎ）

第２１条　本業務終了時（平成３０年　３月３１日）迄に業務の引継を円滑にするため、次の受託業者に対して必要な研修を行い、本業務にて収得した維持管理の技術を伝えること。

（疑義）

第２２条　本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発

注者受注者協議の上定めるものとする。

（その他）

第２３条　次の各号のとおりとする。

１．本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

２．施設維持管理等にかかわる資料の提出を、発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

３．受注者は、発注者の承諾なく発注者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んではならない。

第　２　章　　設備別運転管理要項

（場内設備総括管理）

第２４条　場内設備総括管理の内容は、次の各号のとおりである。

１．全設備運転管理の基本計画作成と各ポンプ場・処理場間の連絡調整及び発注者との打ち合わせ等、窓口業務に関すること。

２．各設備の運転日報・受電日誌・点検日報等の作成整理及び発注者への提出。

３．労務災害防止のための本業務従事者に対する教育指導等の労働安全衛生に関すること。

４．管理業務全般に関すること。

（清掃）

第２５条　施設内外及び設備機器の清掃は頻繁におこない、清潔、美観の維持に努めること。

（事故防止策）

第２６条　現場業務に従事するものは、ヘルメット、作業服、安全靴等を着用すること。尚、電気設備作業・高所作業・その他危険場所に於ける作業を実施する場合は、有資格者の立会のもとに作業環境を調査し、適切な事故防止策を講じて災害発生の防止に努め作業を実施すること。

（データ管理）

第２７条　業務日誌、運転日報、受電日誌、機器点検表等はポンプ場施設維持管理の指針となるもので克明なデータを電子媒体及び書面に記載し、保管するとともに発注者に提出すること。

（提出書類）

第２８条　提出書類は次の各号のとおりとし、様式については発注者の承諾を得ること。

１．業務日誌
２．運転日報、運転月報（統計表）
３．受電日誌
４．機器点検表
５．自家発電機運転記録表（無負荷試運転を含む）
６．月次点検報告書
７．年次点検報告書

（予備機操作点検）
第２９条　予備機のある機器は、交互運転を実施すること。又、各機器の運転及び保守点検整備は、完成図書又は取扱説明書により各機器の運転状況に応じて実施し、点検・測定記録を作成すること。

（電気設備・中央監視設備運転管理）
第３０条　電気設備・中央監視設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
１．動力設備の保守管理に関すること。
２．直流電源設備の保守管理に関すること。
３．計装設備の保守管理に関すること。
４．無停電電源設備の保守管理に関すること
５．電灯設備の保守管理に関すること。
６．自家発電機の運転及び保守点検に関すること。
７．月２回以上の自家発電機実負荷試運転の実施
８．緊急停電による自家発電機の対応に関すること。
９．自家発電機補機類の運転及び保守点検に関すること。
１０．中央操作盤、受電盤等の清掃整備
１１．屋外重油タンク貯蔵所及び燃料小出槽の重油使用状況の厳重な管理に関すること。
１２．各電気設備の点検・運転記録の記載及び整理
１３．中央監視盤の記録紙（チャート紙）の交換及び各積算計のリセットをすること。

（停電時）
第３１条　停電時は構内第１柱及び受電盤取り付け機器の動作状況等により停電事由を確認し又停電事由を解消して速やかに復旧作業に着手すること。尚、外部事由による停電の場合は、送電開始迄応急処置を施し送電開始後直ちに復旧作業に着手すること。

（停電復旧）
第３２条　停電復旧作業は的確な状況判断と俊敏な行動が要求されるので、本業務従事者は毎月１回以上の停電復旧作業の訓練を繰り返し実施するとともに、停電・復旧時の作業内容については十分に理解しておくこと。

（ポンプ設備運転管理）
第３３条　ポンプ設備運転管理業務の範囲は次の各号のとおりである。
　　１．中央操作盤・現場操作盤での運転及び監視業務
　　２．雨・汚水ポンプ機器の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　３．補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　４．機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
　　５．雨水ポンプによる雨水排水時の採水（１回／月）
　　６．運転日報類の記載及び整理に関すること。

（沈砂池設備運転管理）
第３４条　沈砂掻揚機設備運転管理業務の範囲は次の各号のとおりである。
　　１．中央操作盤・現場操作盤での運転及び監視業務
　　２．沈砂掻揚機の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　３．摺動部への潤滑油類塗布に関すること。
　　４．シャーピン断等の故障停止時の対応に関すること。
　　５．補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　６．機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
　　７．運転日報類の記載及び整理に関すること。

（自動除塵機設備運転管理）
第３５条　自動除塵機設備運転管理業務の範囲は次の各号のとおりである。
　　１．中央操作盤・現場操作盤での運転及び監視業務
　　２．自動除塵機の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　３．摺動部への潤滑油類塗布に関すること。
　　４．補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　５．機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
　　６．運転日報類の記載及び整理に関すること。

（沈砂・し渣貯留搬出設備運転管理）
第３６条　沈砂・し渣貯留搬出設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
　　１．ホッパー等機器の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　２．機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
　　３．消臭剤の散布
　　４．搬出時の前面進入口の管理に関すること。
　　５．補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
　　６．日報類の記載及び整理
　　７．周辺環境の維持に努めること。

（ゲート設備運転管理）

第３７条　ゲート設備運転管理業務の範囲は次の各号のとおりである。

１．ゲート等機器の運転及び保守点検等管理に関すること。

２．機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備

３．日報類の記載及び整理に関すること。

（ポンプ場付帯設備運転管理）

第３８条　ポンプ場付帯設備運転管理業務の範囲は次の各号のとおりである。

１．給湯設備、空調設備、給水設備、電話設備等の運転及び保点守検に関すること。

２．機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備

３．場内各水位計、幹線水位計の保守点検等管理に関すること。

４．日報類の記載及び整理に関すること。

第　３　章　　雑　　　則

（補修・小修理）

第３９条　本業務で実施しなければならない補修及び小修理等の範囲は、次の各号のとおりである。

１．補修とは、各機器に付属する消耗部品の交換・調整等で比較的軽微なものとする。

２．小修理とは、予備品・部品の取替及び付帯機器の分解清掃等で軽工具を用いて短時間で完了する分解・修理・交換作業とする。

３．各設備・機器において、受注者が保守管理する範囲内で、その検査・点検・分解・修理が受注者で行うことが出来ない場合は、理由を付してその旨を発注者に報告すること。

（工具）

第４０条　工具類は全て発注者が貸与するが、厳重な管理に努めること。尚、紛失、破損した場合は代品をもって返還又は修理すること。

（施設経費）

第４１条　施設経費

１．本業務履行に必要な、事務用品、提出書類、ＯＡ機器、ロッカー、被服、軍手、安全靴、ヘルメット、衛生用品（消毒薬、救急用薬品等）等は、受注者の負担とし、それ以外は全て発注者の負担とする。

２．施設内の風呂、冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機、は発注者の承諾なく使用しないこと。

（施設用途廃止）

第４２条　本業務施設用途廃止時はこの委託は終了する。

別　　紙

堅川下水ポンプ場施設概要

位　　置　　　堺市堺区戎島町５丁８番地
敷地面積　　　約１７３０m2
運転開始日　　昭和４３年７月
排除方式　　　合流式
排水面積　　　２５ｈａ（計画）
汚水中継先　　古川下水ポンプ場
雨水放流先　　旧堺港

主要設備

機械設備　　除塵設備　　自動除塵機（レーキ付Ｗチェーンコンベヤ式）
　　　　　　　　　　　　汚水用２台　雨水用２台
　　　　　　除砂設備　　沈砂掻揚機（ｖバケット付Ｗチェーンコンベヤ式）
　　　　　　　　　　　　汚水用２台　雨水用２台
　　　　　　ポンプ設備　横軸斜流ポンプ２台
　　　　　　　　　　　　口径400ｍｍ　吐出量21m3/min　揚程7.4ｍ　865rpm
　　　　　　　　　　　　電動機40kw　3300v　10.5A
　　　　　　　　　　　　立軸渦巻斜流ポンプ１台
　　　　　　　　　　　　口径300ｍｍ　吐出量12m3/min　揚程7.4m　880rpm
　　　　　　　　　　　　電動機30kw　220v
　　　　　　　　　　　　立軸渦巻斜流ポンプ１台
　　　　　　　　　　　　口径300ｍｍ　吐出量9～12m3/min　600rpm～800rpm
　　　　　　　　　　　　空冷VSモーター45kw　220v　880rpm～525rpm
　　　　　　　　　　　　立軸斜流ポンプ１台（雨水用）
　　　　　　　　　　　　口径1200ｍｍ　吐出量210m3/min　揚程7.6m　307rpm
　　　　　　　　　　　　ディーゼル機関560ps　950rpm
　　　　　　　　　　　　立軸斜流ポンプ３台（雨水用）
　　　　　　　　　　　　口径1000ｍｍ　吐出量140m3/min　揚程7.6m　355.6rpm
　　　　　　　　　　　　ディーゼル機関360ps　1050rpm
　　　　　　　　　　　　立軸斜流ポンプ１台（雨水用）
　　　　　　　　　　　　口径1000ｍｍ　吐出量140m3/min　揚程7.6m　352rpm
　　　　　　　　　　　　電動機245kw　3300v
電気設備　　受変電設備　　高圧受電　6600ｖ　730ＫＶＡ
　　　　　　自家発電設備　ディーゼルエンジン発電機750ps　625KVA　1800rpm　6600v

古川下水ポンプ場施設概要

位　　置　　　堺市堺区神南辺町５丁１４０番地
敷地面積　　　約１１３８０m2（１６２０m2）
運転開始日　　昭和５０年６月
排除方式　　　合流式
排水面積　　　２１７ｈａ（計画）
汚水中継先　　三宝下水処理場
雨水放流先　　内川放水路

主要設備

機械設備　　除塵設備　　自動除塵機（連続式）
　　　　　　　　　　　　汚水用2台　雨水用2台
　　　　　　除砂設備　　沈砂掻揚機（ｖバケット付Wチェーンコンベヤ式）
　　　　　　　　　　　　汚水用4台　雨水用4台
　　　　　　ポンプ設備　立軸斜流ポンプ2台
　　　　　　　　　　　　口径500ｍｍ　吐出量30m3/min　揚程8.7m　865rpm
　　　　　　　　　　　　電動機60kw　6600v
　　　　　　　　　　　　立軸斜流ポンプ2台
　　　　　　　　　　　　口径800ｍｍ　吐出量69m3/min　揚程8.7m　580rpm
　　　　　　　　　　　　電動機135kw　6600v
　　　　　　　　　　　　立軸斜流ポンプ2台（雨水用）
　　　　　　　　　　　　口径1000ｍｍ　吐出量125m3/min　揚程9.0m　461rpm
　　　　　　　　　　　　ディーゼル機関400ps　750rpm
　　　　　　　　　　　　立軸斜流ポンプ1台（雨水用）
　　　　　　　　　　　　口径700ｍｍ　吐出量60m3/min　揚程9.0m　695rpm
　　　　　　　　　　　　電動機125kw　6600v
電気設備　　受変電設備　　高圧受電　6600ｖ　150ＫＶＡ
　　　　　　自家発電設備　ディーゼルエンジン発電機480ps　400KVA　1800rpm　6600v

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第２条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が５００万円未満の場合はこの限りでない。

（２）受注者は、契約金額（税込）が５００万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

現場労働者にかかる法定福利費等の計上について

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として計上している。